

# 文教警察企業常任委員會會議錄

令和7年7月16日

場 所 第3委員会室



令和7年7月16日(水曜日)

---

午前9時58分開会

---

審査・調査事項

- 教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査
- その他報告事項
- ・薬物事犯の現状と乱用防止に向けた警察での取組みについて
  - ・宮崎県育英資金の債権管理上必要な訴えの提起について
  - ・宮崎県教育委員会事務局組織改正案について

---

出席委員(7人)

委 員 長	荒 神 稔
副 委 員 長	永 山 敏 郎
委 員 員	坂 口 博 美
委 員 員	中 野 一 則
委 員 員	安 田 厚 生
委 員 員	本 田 利 弘
委 員 員	工 藤 隆 久

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

---

説明のため出席した者

警察本部

警 察 本 部 長	平 居 秀 一
警 務 部 長	奈 良 文 代
生 活 安 全 部 長	三 木 健 次
刑 事 部 長	迎 修 二
生 活 安 全 部 サイバー戦略局長	梅 原 守
生 活 安 全 部 参事官兼 生 活 安 全 少 年 課 長	小 野 哲 也
生 活 環 境 課 長	水 増 勝 二

教育委員会

教 育 長	吉 村 達 也
教 育 次 長 (教育政策担当)	吉 玉 拓
教 育 次 長 (教育振興担当)	田 中 幸 一
教 育 政 策 課 長	須 波 勇 一 郎
参 事 兼 財 務 福 利 課 長	畠 中 道 一
育 英 資 金 室 長	安 部 博 己
ス ポ ーツ 振 興 課 長	田 中 裕 久
人 権 同 和 ・ 生 徒 指 導 課 長	川 越 政 紀

---

事務局職員出席者

議 事 課 主 幹	黒 木 一 寛
総 務 課 主 事	高 妻 勇 斗

○荒神委員長 ただいまから文教警察企業常任委員会を開催いたします。まず、本日の委員会の日程であります。

日程案につきまして、お手元に配付のとおりであります。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○荒神委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前9時59分休憩

---

午前10時0分再開

○荒神委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本日の内容について、警察本部長の概要説明を求めます。

○平居警察本部長 委員の皆様方におかれましては、平素から警察の運営に関しまして、深い御理解と御協力を賜っております。まずはそのことについて、厚くお礼を申し上げます。

本日、説明させていただきます薬物事犯の現状と乱用防止に向けた警察との取組につきましては、刑事部長から説明をさせますので、よろしくお願ひいたします。

○荒神委員長 次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○迎刑事部長 それでは、「宮崎県内における薬物事犯の現状と薬物乱用防止に向けた取組」について、御報告いたします。

まず、薬物事犯には代表的なものとして、覚醒剤、大麻、コカインやMDMA等の麻薬、向精神薬、アヘン等があります。

本日の資料につきましては、覚醒剤は覚醒剤事犯、大麻は大麻事犯、その他の薬物は麻薬等事犯として説明いたします。

それでは、県内における薬物事犯の現状について説明いたします。

資料3ページを御覧ください。

過去5年間の推移と令和7年6月末現在の暫定値を示しておりますが、過去5年間の薬物事犯については、検挙件数・検挙人員とともに、ほぼ横ばいの状態で推移しております。

覚醒剤事犯は、覚醒剤等密売組織を摘発した令和4年を除いて、検挙件数、検挙人員は減少傾向にある一方で、大麻事犯は検挙件数・検挙人員とともに、高い水準で推移しております。

麻薬等事犯については、コカインやMDMAでの検挙人員が多かった令和5年を除いて、2名ないし3名で推移しております。

本年6月末現在については、薬物事犯全体では98件の74名を検挙し、前年同期と比較しまして検挙件数は40件、検挙人員は29名増加しております。

このうち覚醒剤事犯は29件の18名を検挙し、前年同期と比較して検挙件数は19件、検挙人員

は5名増加しております。

大麻事犯は67件の55名を検挙し、前年同期と比較しまして検挙件数は22件、検挙人員は25名増加しております。

麻薬等事犯は2件の1名を検挙しております。同一被疑者によるコカイン所持とその使用になります。麻薬等事犯についてはコカインの検挙のみで、その他の薬物事犯に係る検挙はありません。

覚醒剤事犯の増加につきましては、捜査員による情報収集、関係機関との連携、薬物購入先に対する捜査等を徹底したことにより、複数の余罪事件を有する密売人などを検挙したことが増加の要因と思われます。

大麻事犯の検挙増加については、密売グループを摘発したことに伴い、その客も多数検挙したこと、突き上げ捜査等を徹底したことにより、その密売人や共犯者を複数検挙したこと、令和5年12月の臨時国会において、「大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律」が成立し、公布されたことで、大麻が麻薬に位置づけられまして、令和6年12月にこれが施行され、改正麻薬及び向精神薬取締法の下、大麻の使用が罰則適用対象となったことが要因であります。

なお、大麻使用者の検挙は7名であり、全体の12.7%となっています。

次に、年齢層別の検挙状況について説明をいたします。

資料4ページを御覧ください。

覚醒剤事犯につきましては、40~60歳代の中高年層に多く、本年6月末現在におきましても、中高年層の割合が77.8%になっております。

大麻事犯につきましては、令和4年までは20歳代に次いで30歳代の割合が多くなっておりま

したが、令和5年以降は30歳代が減少傾向にある一方、19歳以下は増加傾向となっています。

本年6月末現在の大麻事犯は、20歳代が33名で最も多く、次に19歳以下の14名で、この19歳以下と20歳代の若年層で85.5%になっております。

なお、19歳以下の検挙人員の内訳につきましては、覚醒剤事犯が3名、大麻事犯は14名となっております。

次に、暴力団関係者の割合について説明します。

引き続き、資料4ページを御覧ください。

薬物事犯の検挙人員に占める暴力団関係者は減少傾向にあります。要因としては、平成4年3月に施行された暴力団対策法を主とした施策や取締りを推進したことにより、暴力団関係者の総数が減少したことに比例しまして、薬物事犯に占める暴力団関係者数も減少傾向となっております。

次に、再犯者の割合について説明します。

資料5ページを御覧ください。

薬物事犯全体の再犯者の割合につきましては、30%後半～45%前半で推移しており、本年6月末現在は74名のうち28名で、再犯率は37.8%となっております。

覚醒剤事犯の再犯者の割合は、高い水準で推移しており、本年6月末現在は18名のうち13名で、再犯率は72.2%となっております。

大麻事犯の再犯者は増加傾向にあり、本年6月末現在は55名のうち15名で、再犯率は27.3%となっております。

最後に、薬物乱用防止に向けた取組について説明いたします。

資料6ページを御覧ください。

令和6年度中に実施した主な取組について、その一部を挙げております。

そのうち青少年に重点を当てた対策として、警察本部生活安全少年課及び各警察署におきまして、県内の学校と連携し、小・中・高校生に対する薬物乱用防止教室を開催しております、令和6年度中は延べ185回、2万3,048人の児童・生徒等を対象に開催しております。

警察としましては、今後も薬物全体に対する供給の遮断と需要の根絶を目的とした関係機関との合同捜査による薬物の密輸入や密売摘発など水際対策、末端乱用者の取締り、中枢組織壊滅に向けた突き上げ捜査等を強力に推し進めてまいります。

また、関係機関とも連携を図りながら、引き続き、県民全体の規範意識の向上や薬物の有害性を正しく認識できるよう薬物乱用防止教室の開催、各種講話、広報啓発活動等を推進してまいります。

○荒神委員長 執行部の説明が終了いたしました。

執行部の説明について質疑ありませんか。

○永山副委員長 この人数が多いかどうかは分からないですけれども、結構薬物の検挙があるんだなと感じました。宮崎県は他県と比較すると多いのか少ないのかというのが分かれば、教えてください——人口比的なところもあるかもしれません

いですけれども。

○迎刑事部長 薬物全体の検挙で1,000人当たりの検挙人員は、覚醒剤で32番目、そして、大麻では7番目となっています。ただ大麻の検挙件数は、もちろん乱用者の数とかもあるのですが、摘発がうまく進んでいるという評価もありますので、一概にこれが多いから乱用者が多数いるということではないのかと思います。

○永山副委員長 このような薬物が入ってくるルートは、どんな感じなんですか。都会からこ

っちはルートができているとかですか。

○迎刑事部長 薬物別に見てそれぞれ入手ルートが違ってきますが、大麻については、特に県内に入ってくるルートとして、インターネットを使って——要はSNSを利用して、密売人に入アクセスしまして入手するルートとか——知人同士でのやり取りというのもあります。

また、覚醒剤につきましても知人同士でのやり取りもありますが、国内で作っている例が多分ないと思いますので、海外から入ってくると。大麻も同様に海外から入ってくるルートが多いかと思いますけれども、大麻につきましては、栽培もできますので、その辺からも密売人が流しているという可能性があります。

○永山副委員長 インターネットは——今、手軽にと言ったらいけないんでしょうねけれども、そういう形でアクセスできる状況なのかなと思います。部署は違うかもしれないけれども、そういったSNSのチェックとかパトロールはされているんでしょうか。

○迎刑事部長 サイバーパトロールをやっておりますし、インターネットホットラインセンター——警察庁が業務委託をしているところですけれども、そこに薬物に関する情報提供が行われまして、インターネットホットラインセンターから各県警に薬物に関する情報が下りてきます。ただし、そういう情報で今まで検挙したという例はありません。例えばXなどのSNSでやり取りするときに、かなりの隠語が使われているケースもありまして、それを見切るのは非常に困難だと思われます。

○安田委員 資料6ページの学校における教室の開催についてですが、高校生が令和6年度に28回ということで、小学生、中学生からすると少ないように感じるんですけども、どうして

でしょうか。高校生のほうが若年層で一番近い年齢であるため多く開催るべきじゃないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○三木生活安全部長 委員が御指摘のとおり、高等学校での開催回数が少ないです。今年に限らず例年、警察のスタンスとしては若年層のうちからこういう薬物の知識を得てもらって——あつという間に高校生になるものですから、早いうちからの教育ということでやっております。

御存じのとおり、今年度は薬物の検挙は少年が多いわけですけれども、生活安全少年課では特に高等学校、私立、県立問わず、この薬物乱用教室の申請を上げてもらいたいということで、県主管課に対して要請を促しているところであります。

○安田委員 大麻の19歳までの検挙率が今年14人ということありますけれども——中学生とか高校生とかいろいろ新聞には出していましたが、一番最年少は何歳になっているんですか。

○迎刑事部長 安田委員、それは今年6月末の状況でしょうか。

○安田委員 6月末の状況でもいいし、これまでのものでもいいけれども、最年少はどのくらいの子がいたのかなと思って。

○迎刑事部長 今年、実は大麻の事犯で中学生の検挙が1件ありました。それ以前は、年は頭に入っていませんが、大麻の検挙で13歳を検挙したという事例はあります。検挙と申し上げましたが、初行ですから補導でした。

○安田委員 13歳ということで驚いたところでありますけれども、これは入手方法とかいろいろあると思うんですけど、警察にどのような情報が入って補導に至ったのか、分かれば教えてください。

○迎刑事部長 13歳の件は事例を正確に把握し

ていませんのでちょっと御説明できませんけれども、中学生についてはほかの仲間と大麻を——これは液体のジョイントといって、電子たばこに取りつけ、気化させて吸う方法があるんですが、それを乱用していたということです——そういう突き上げ捜査で判明して検挙に至ったという事例でございます。

○本田委員 資料3ページの表の見方ですけれども、令和6年6月と令和7年の6月がありますが、これは単月でこの数字ということでおろしいのでしょうか。それとも4～6月という数字になるのでしょうか。

○迎刑事部長 1～6月の合計となります。

○本田委員 最近、相互関税とかで話題になっていますが、トランプ大統領がよく言っているフェンタニルでしたか、それは、この事例で言うと麻薬等の事犯ということになるのでしょうか。

○迎刑事部長 フェンタニルは麻薬として指定されておりまして、医療用の合成麻薬ということですが、法律は麻薬及び向精神薬取締法での規制薬物になっております。

ちなみに、今、日本においてこれが乱用されるという実態を把握はしておりません。

○本田委員 最近、オーバードーズ——市販薬の乱用ということで若年層が話題になっているというか——複雑化しているこの世の中でいろんな悩みとか精神的な悩みもあるのかもしれませんけれども、オーバードーズというと部門が多分警察ではなくて福祉保健部とか教育委員会ということになるかとも思います。まずはそのオーバードーズとの関係性とかが何かあるのであれば教えていただきたいです。

○迎刑事部長 それはオーバードーズと麻薬との関係ということでよろしいですか。

○本田委員 若年層のオーバードーズが増えているので、逆に言うと大麻も増えているというような何か関係性があるのかなと思ったのですから質問したところです。

○迎刑事部長 その関係性を示すデータは、今のところ見当たりません。ですから、オーバードーズをしている少年が大麻等に移行している可能性はありますけれども、その関連性は今のところ認められていない——そういう統計がないということでございます。

○本田委員 数字だけしか見ていないので何とも言えず推測ですけれども、そことの関連性は深いのではないかと思っておりまして、関係部門との連携も必要なんじゃないかということを感じております。提言ですが、そういったところの連携もお願いしたいというところでございます。

○迎刑事部長 薬物全般におきまして、警察は取締機関でありますので薬物乱用防止教室も開催するんですが、相談窓口としての保健所との協力とか、県の知事部局の主管課もありますので、そういうところで連携を図りながら取り組んでいく必要があると思います。

○本田委員 よろしくお願いします。

○工藤委員 若年層が多くなってきているということで、今後は、再犯防止がすごく重要なになってくると思うんですが、宮崎県における再犯防止の取組と、あと厚生労働省の資料によりますと、執行猶予判決を受けた方は刑務所に入らなくていいので、保護観察所とか、再発防止プログラムに乗ってこないのではないかというようなことが載ってあるんですが、そこら辺に対しての宮崎県の取組をお伺いさせていただければと思います。

○迎刑事部長 まず、再犯者に対する取組——

再犯させないための取組としまして、各相談機関と連携してそういう悩みがあれば——例えば一時的に保健所のほうが相談窓口を開設しておりますのでそこに引き継ぐということで連携を図らせていただいております。

警察として検挙した人間にどうアプローチするかという話になると、捕まえた後に、例えば初犯の者で全て矯正して改悛というか、そういう気持ちが分かる人間であれば、その家族を呼んで執行猶予とかが出たときにパンフレットなどの冊子を渡しまして御家族と一緒に考えてもらう、そういう取組をやっております。

○工藤委員 薬物は大変依存性が強いものだと思われますので、福祉保健部とかと連携をして、しっかり病院につなげるとか、カウンセリングを受けるとか——今後また若年層が増えてきたら、たばこがやめられないと同じで、依存性が強いものだと思いますので、しっかり取り組んでいただければと思います。

○荒神委員長 ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○荒神委員長 それでは、以上をもって警察本部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでございました。

暫時休憩いたします。

午前10時22分休憩

---

午前10時25分再開

○荒神委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本日の内容について教育長の説明を求めます。

○吉村教育長 委員会資料の2ページをお願いいたします。

目次を御覧ください。

本日は、その他報告事項といたしまして、先

月の常任委員会におきまして十分な説明が行えませんでした「宮崎県育英資金の債権管理上必要な訴えの提起について」に加えまして、別途、「宮崎県教育委員会事務局組織改正案」について報告をいたします。

それぞれの内容につきましては、関係課、室長が説明いたしますので、よろしくお願ひいたします。

○荒神委員長 次に、執行部よりその他報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○安部育英資金室長 資料の3ページを御覧ください。

まず、先月の常任委員会の報告におきまして、内容の説明が足りなかつたことや、本事業の請求期間に消滅時効の完成が生じているなど、これまでの対応が不十分でありましたことをおわびいたします。本日は改めて詳しく説明させていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

内容等に入ります前に、1の育英資金貸与事業について簡単に御説明いたします。

本事業は、向学心に富み、優れた素質を有する学生または生徒であって、経済的理由で修学が困難なものに対し育英資金を貸し付ける奨学金事業であります、学生・生徒自身が借受人となります。

育英資金は借受人と契約を結んで貸付けを行う私債権でありますことから、県税等とは異なり自力執行権がなく、強制執行等の措置を取るためには、法的手続きを行いまして債務名義を取得する必要があるということになります。そこら辺の違いがございます。

それでは、内容の説明に入らせていただきま

す。

## 2の事案の概要であります。

この事案は、貸付金に係る債権について、滞納者に対し、再三支払いを求めてきましたが、いまだにこれに応じないことから、仮受人及び連帯保証人の計3名に対しまして支払督促申立てを行いましたところ、相手方から時効の異議申立てがあったため、訴えを提起したものでございます。

そこに記載のとおり、平成18年4月から平成19年12月まで貸し付けた貸付額63万円に対して、相手方である借受人及び連帯保証人の3名に対し、貸付額のうち13万5,000円及びその延滞利息を請求するものでございます。

## 3の返還計画についてであります。

返還計画は、通常、借受人から提出される借用証書に記載されるものであります。この案件につきましては、本来、当時貸与終了後に必要であった借用証書の提出がない状態でしたので、返還計画につきましては、育英資金貸与条例により、貸与終了後、猶予期間を経て貸与を受けた期間、1年9か月の4倍の期間に当たる7年間以内で均等償還すると整理いたしまして、右の表のとおり平成20年～27年度を返還期間として取り扱うこととしております。

返還は、貸与終了後の10月に始まるため、返還開始初年度の平成20年度と終了年度の平成27年度は6か月分の4万5,000円、との年度は毎年度9万円ずつの返還となる返還計画でした。

しかし、時効の起算点から10年が過ぎ、債務者が適切な方法で時効を主張した場合は請求ができなくなります。平成25年度までに返還すべきでした請求分49万5,000円につきましては消滅時効が既に完成しております、時効が未完成である平成26年度分及び平成27年度分が今回の

請求分となっているところでございます。

資料の4ページを御覧ください。

## 4の訴えの提起に至った経緯についてです。

先ほど申し上げましたとおり、当債権に関しましては、平成19年当時、貸与終了後に必要であった借用証書の提出がありませんでした。貸付金の返還も全くなく、電話・文書・訪問による再三の督促や催告に応じなかったため、回収困難案件としまして令和元年度から弁護士法人に債権回収委託をしております。

委託後も弁護士法人による催告に対して返還を含めた応答がなかったことから、令和6年12月に支払督促申立てを行いましたが、この支払督促申立てに対しまして、相手方からいざれも時効の援用を理由とする異議申立てがなされたところでございます。

時効は、債務者からの返還があるなど債務の承認がなされた場合や、自治体が行う初回の督促、債務名義の取得などにより、そのカウントがリセットされ、時効更新の効果を得ることができます。

しかし、この案件につきましては、これまで時効更新につながるような十分な対応策を取っておらず、結果、平成25年度までの請求分について時効が既に完成している状況となってしまいました。

これは育英資金室がこれまで対策を十分に行っておらず、手続が遅れ、適切な時期に法的措置を行うなど対策が取れなかつたことによるものと深く反省しているところです。

今回は、この状況を踏まえ、代理人となる弁護士法人と協議し、訴訟の証拠書類等を整理の上、訴えの提起を行ったものであります。

なお、時効未完成の平成26年度分について、6月上旬に時効が完成する見込みとなっており

まして、5月中に訴えの提起を行う必要がありましたことから、知事専決とさせていただいております。

次に、不納欠損ですが、今回、時効が完成したことで消滅した債権49万5,000円につきましては、今後、財務規則に基づきまして不納欠損として処理をして、その結果は、令和7年度歳入歳出決算において議会の認定に付することとしております。

最後に、再発防止策ですが、まず、今回の事案で未提出であった借用証書につきましては、既にその提出後に貸付けを開始するように規則を改正しているところでございます。

今後は、さらに今回事案の反省を踏まえまして、時効更新の効果がある法的手続を適切な時期に実施することに加えまして、弁護士事務所との連携の在り方の見直しや奨学金管理システムの改修等により、時効をしっかりと把握しながら適切な時効管理に努めてまいりたいと考えております。

**○須波教育政策課長** 資料の5ページを御覧ください。

宮崎県教育委員会事務局組織改正案について御説明いたします。

改正の内容ですが、1にありますとおり、人権同和・生徒指導課の課名変更でございます。

課名につきましては、令和7年4月1日付で「人権同和教育課」から「人権同和・生徒指導課」に変更したところですが、現在の課名は、「同和」という言葉を単独で使用しているよう見え、差別性を感じさせる場合があると、4月以降に関係者から指摘がありましたため、人権同和教育を推進する課として、誤解が生じない、より適切な名称に変更する必要があると判断し、課名を「人権同和教育・生徒指導課」

に変更するものです。

施行日は、3にありますとおり、令和7年8月1日を予定しております。

組織改正案については、以上であります。

**○荒神委員長** 執行部の説明が終了しました。

執行部の説明について質疑はありませんか。

**○中野委員** 再発防止の件ですが、当案件は借用証書が提出される前に貸付けを実行していた。しかも、その借用証書は問題になるまで未提出であったということから7年間の分割で払わせることにした——それでも延滞したという案件ですよね。それで、借用証書が提出される前に貸付けを実行したというのはほかにもあるんですか。単にこれだけだったのですか。

**○安部育英資金室長** この時代は、すべて貸与終了後に借用証書を取っておりました。全国的にもそういう傾向が多く、それを平成24年度に貸与前に借用証書を提出していただくように改正したところでございます。

**○中野委員** そういうことがあったから、貸付けを提出後にするように規則を改正したと—改正はいつされたんですか。

**○安部育英資金室長** 平成24年度です。

**○荒神委員長** よろしいですか。

**○中野委員** この件は分かりました。

組織改正の件ですが、議会の承認は必要ではなかったのでしょうか。

**○須波教育政策課長** 議会に対しましては、報告という形で——県教育庁組織規則の一部改正という形で今月の定例教育委員会に付議して決定するということになります。そのため、事前に御報告を議会にさせていただいているというところでございます。

**○安田委員** この案件についてですが、回収困難な案件はもうほかにはないんでしょうか。

○安部育英資金室長 今のところこのような時効が援用されて消滅時効が完成している案件はございませんが、諸事情があつたり、例えば本人の死亡や破産とか、保証人が死亡したり破産したりとか、そのような例で回収が困難な例は何件かございます。

○安田委員 現在、回収ができないというか、そういう案件はあるんですか。

○安部育英資金室長 今、申し上げましたような方々で回収が厳しい方々はおられます。

○工藤委員 同じく4ページの再発防止策についてお伺いしたいと思います。

自分も奨学金をたくさん借りていたんですけども、1~2ヶ月、引き落としがなかつたら連絡が来て、全額支払いしてもらうことになりますよみたいな——少し脅しにも似た通知が来るようになっているんですけども、県としては支払いが滞った場合に全額支払いをするような借用書の契約方法になっているのか、例えば、いろんな金融機関とかも、多分1~2ヶ月とか遅くなったら全額返還を一括しますみたいな契約内容もあると思うんですけども、そこら辺はどのような契約内容に今後していく予定かお伺いしたいと思います。

○安部育英資金室長 現在も1~2ヶ月遅れた場合は、電話等で督促、催促申し上げまして支払っていただくという感じになるんですが、1~2ヶ月ほど滞ったので一括返還ということはございません。その人の実情だとかそういうのをお伺いしながら、いろいろな形での支払いという部分で——個別の案件に応じて行っているところであります。

○工藤委員 一括返還は行き過ぎで、あまりよろしくないとは思うんですが、1~2ヶ月過ぎてもなかつた場合は連帯保証人の方とかに連絡

をするとか、その事情に合わせていろいろな支払いを一時待ってくれというような対応もできるということでよろしいですか。

○安部育英資金室長 そのような感じで、もし特殊な事情——退職されたり、妊娠されたり、仕事がない場合とかは猶予がございまして、その該当年度はまた次の年度に戻される。ただし、今までの滞納金は支払ってもらうというような猶予の方法はございます。

○工藤委員 できるだけ返してもらう形で柔軟な対応をしていただければと。また、全国的な育英資金は早期返済を、自分は一括返済させていただいたんですけども、そしたら何%か返ってくるとかというような取組もされていますので、一括返済もできるような取組とかも今後一既にあるのかもしれないですが——インセンティブみたいなのがありましたら、それも検討していただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○安部育英資金室長 御助言、ありがとうございました。また検討させていただきたいと思います。

○中野委員 この再発防止の3番目、弁護士法人への委託の在り方の検討（時効管理を含む契約内容の検討）というのは、括弧書きは理解できますが、このことが弁護士法人への委託の在り方の検討に値するのかなと。括弧書きは、いわゆる債務名義を貸付け時点で取っておこうということの検討内容ですよね。

○安部育英資金室長 今まで法人への委託は、回収困難な滞納者に対しての働きかけというのがメインでしたが、今後、時効管理も考えていただきながら対応していただくと考えております。

○中野委員 ここの検討というのは、事前の債

務名義を確保しておく、取つておくということとは関係ないということですか。

○安部育英資金室長 最終的には債務名義を取る法的手段に入るということにもなりますが、その前の段階での時効の管理についても、弁護士事務所のほうにも考えていただきたいと思いまして、そういう提案をしてまいりたいと考えているところでございます。

○中野委員 今言われたことは、1番目と2番目で全て完了というか、事足りているんじゃないではないでしょうか。今の答弁内容だけであれば。

○安部育英資金室長 すみません、もう一度お願いします。

○中野委員 今説明された中身は、1番目と2番目で事足りているんじゃないと言ったんです。3番目は、弁護士法人への委託の在り方——委託の在り方を何でというのも不思議に思ったし、それで、このことは時効管理を含む契約内容の検討とあったから、債務名義を事前に取つておくというこの借用証書の約定部分をそんなふうにしておこうということなのかなと思ったんです。もし、そうであれば弁護士法人への委託の在り方というのもまたおかしな話で、弁護士が債務名義を事前に取ることを必要じゃないから、このことは……。

○安部育英資金室長 中野委員のおっしゃるとおりで、最終的には時効更新の効果がある法的手続の実施は弁護士を通じてやるという形になりますので、意味合いとしては一緒になるかと思いますが、こちらの考え方としては、弁護士のほうにも時効を意識していろいろ対応していただきたいという部分もございましたので、その部分を書かせていただいたところでございます。

○中野委員 弁護士頼りにすることはどうかな。

担当課がそういう債権管理はきちんとしておけば、何らお金を使って弁護士の対応を頼む必要もないと思うんですけども。

○安部育英資金室長 中野委員のおっしゃるとおりで、うちのほうがしっかりとそういう時効管理はするべきだと思います。

一番下に書いてありますとおり、今後、またシステムを令和5年度に改修したばかりなんですが、この奨学金管理システムも時効管理にまだ不十分な部分がありますので、例えば時効が近づいている滞納者を自動的にピックアップしてすぐ法的措置にできるような、そういうシステムに改良できるように検討していきたいと考えているところです。

○本田委員 この再発防止策のところで、奨学金管理システムの改修ということですけれども、今年の頭に滞納奨学金回収通知文を誤送付されていて、令和5年にも誤送付をされているという記事が出てきました。これは県独自の奨学金管理システムなんでしょうか。

○安部育英資金室長 これは県独自のシステムになっております。

○本田委員 記事を見ると定められた手順どおりにできていないということで誤送付が起こったと書かれていたんですけども——令和5年も同じような事例だったんですが、改修の進捗状況というか——起こってみないと分からないところはあるかと思うんですが、県としてはそういうのを踏まえてしっかりと改修が進んだという認識でいらっしゃるのか教えてください。

○安部育英資金室長 この誤送付等につきましては、人的なミスということで、チェックをしっかりしていなかったということが主な原因で、システムとは別になると思います。

○本田委員 人的なミスとおっしゃいますけれ

ども、それをカバーするのがシステム的な部分だと思います。人的なミスをカバーしていくといいうのが手順だったりシステムだったりするので、それをしっかりと組み入れた形でのシステムにしていくべきだと思うんですけども、そこはよろしくお願いしたいと思います。

○荒神委員長 関連質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○荒神委員長 それでは、以上をもって教育委員会を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時51分休憩

---

午前10時53分再開

○荒神委員長 委員会を再開いたします。

その他で何かございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○荒神委員長 何もないようでしたら、以上で、本日の委員会を終了いたします。

午前10時53分閉会



署 名

文教警察企業常任委員會委員長 荒 神 横

